

令和2年度 食の海外展開に係る翻訳費等補助金 募集要領

1 補助対象者

次に掲げる事項の全てを満たすことが必要です。

- ・以下のいずれかに取り組んでいる又は今後取り組むことを予定している食関連事業者であること。
 - ①道産食品の輸出
 - ②飲食店の海外出店
- ・札幌市内、小樽市内、函館市内のいずれかに本社・支店・実店舗等を有する中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる企業）等であること。ただし、北海道内に本社を有する企業に限ります。
- ・同一年度内に当補助金による補助を受けていないこと。
- ・札幌市税、小樽市税、函館市税を滞納していないこと。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っていないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人等として使用していないこと。
- ・当実行委員会が行うアンケート調査に回答いただけること。
- ・その他、当実行委員会委員長が不相当と認める者でないこと。

2 補助対象事業・経費

海外販路開拓・拡大を目的とした下記の取組に必要な経費について、20万円（補助率2／3）を限度に補助します。複数の取組を実施する場合は、合計20万円が上限額となります。

補助対象事業		補助対象経費	補助上限額	補助率
事業区分	内容			
外国語の資料・ホームページ等制作	海外に商品・飲食店のブランドを売り込むための資料やホームページ等の外国語版の制作	・外国語版の制作費 ・翻訳費 ※印刷費、日本語版の制作にかかる経費は補助対象外です。	20万円	2／3
外国語の動画制作	海外に商品・飲食店のブランドを売り込むための紹介動画（外国語）の制作	・制作費（撮影、編集、デザイン、翻訳費等）		
契約書類等の翻訳	日本語から外国語又は外国語から日本語への契約書類等の翻訳	・翻訳費		

※消費税は補助対象外です。

※金額を確認できる領収書等の提出が必要です。

【補助対象事業例】

- ・現在は日本語と英語版の商品紹介パンフレットしか作っていないが、今後、中国への輸出に力を入れるため、中国語版のパンフレットや中国語版の商品紹介動画を制作して商談で使用する。
- ・米国の企業とライセンス契約を結ぶ予定だが、契約書類が複雑なため、翻訳会社に依頼して、英語から日本語に翻訳し、内容のチェックを行う。

【補助対象事業とならない例】

- ・店舗内のメニュー表等の翻訳や制作
- ・メール文の翻訳

★当実行委員会が別途実施している「食の販路拡大チャレンジ支援補助金」も併用可能です。制作したパンフレットや動画等を用いた海外販路拡大としてご活用ください。

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/tradeinfo/food/subsidy/challenge.html>

★外国での特許や商標の出願には、JETRO(日本貿易振興機構)が実施している「外国出願費用の助成(中小企業等外国出願支援事業)」等をご活用ください。

https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_appli.html

3 審査基準

補助金交付申請書の内容を審査し、海外販路開拓・拡大に資すると認められ取組に限り、交付を決定します。

4 提出書類・補助金交付の流れ

(1) 補助金交付申請書類の提出(令和2年12月11日(金)必着)

※予算が無くなり次第受付を終了します。

- ア 「補助金交付申請書」(様式1)
- イ 「事業計画書」(様式2)
- ウ 「補助対象経費の見積書」※経費の内訳が分かるもの
- ウ 「誓約書」(様式3)
- エ 「直近の市民税納税証明書」

↓

(2) 申請内容を審査し、補助金交付決定通知書をお送りします。

※補助金交付決定日以降に発注・契約・支出したものに限り補助対象となります。

※事業内容に変更があった場合は、「計画変更(中止)承認申請書」(様式5)の提出が必要です。

↓

(3) 事業終了後、事業完了報告書類を提出していただきます。

- ア 「事業完了報告書」(様式7)
- イ 「実績報告書」(様式8)
- ウ 補助対象経費の支払いを証明する「領収書(原本)」
※経費の内訳が分かるもの

※事業終了後14日以内に提出してください。ただし、令和3年2月26日(金)を過ぎる場合は2月26日(金)までに提出してください。

↓

(4) 報告内容を審査し、補助金額確定通知書をお送りします。

↓

(5) 補助金確定通知書の写しを添えて、「請求書」を提出していただきます。
様式の定めは特にありませんが、次の①～⑤の内容が含まれているもの。

①振込先口座情報（口座カナ名義および連絡先電話番号を含む）

②宛名：「札幌食と観光国際実行委員会委員長」

③項目：「令和2年度 食の海外展開に係る翻訳費等補助金」

④金額

⑤請求日

↓

(6) 指定の口座へお振り込みします。

※上記の各様式は、下記札幌市ホームページでダウンロードできます。

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/tradeinfo/food/subsidy/honyaku.html>

5 提出先・問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市経済観光局 国際経済戦略室 経済戦略推進課 食産業振興担当係
(札幌食と観光国際実行委員会 事務局)

TEL：011-211-2481（直通） E-mail：food@city.sapporo.jp

※持参の場合は、開庁日の午前8時45分から午後5時15分まで。